

長期優良住宅認定申請等手数料

1棟の戸数	認定申請手数料		認定変更手数料	
	評価機関で事前技術審査済の場合	市ですべての事務を行う場合	評価機関で事前技術審査済の場合	市ですべての事務を行う場合
1戸建	6,000	46,000	3,000	23,000
2～5戸建	12,000	108,000	6,000	54,000
6～10戸建	22,000	173,000	11,000	87,000

その他

譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料	2,000
認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	1,700

※「長期優良住宅建築等計画の認定申請」と「建築確認申請」を併せて申請する場合は、上記に示す認定手数料のほか、住宅の規模に応じた建築確認申請手数料に相当する額を加えた額となります。